

【資料 3】

○北広島町下水道使用料審議会条例

令和 8 年 6 月 17 日

北広島町下水道使用料審議会条例

(設置)

第 1 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、北広島町下水道使用料審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「下水道使用料」とは、次に掲げる使用料をいう。

- (1) 北広島町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年北広島町条例第 178 号)第 16 条に規定する使用料
- (2) 北広島町公共下水道条例(平成 17 年北広島町条例第 209 号)第 19 条に規定する使用料

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、下水道使用料等について審議し、管理者に答申するものとする。

(委員)

第 4 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下水道(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び北広島町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に規定する農業集落排水処理施設で、町が設置するもの。)の使用者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、管理者が委嘱した日から前条の規定による答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。ただし、第4条第2項の規定により委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき会議は、管理者が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年北広島町条例第34号）の規定により支出するものとする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。